

# 平成29年度消費者庁調達改善計画

## 1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、平成29年度については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議。以下「指針」という。）において示された取組等を行うとともに、「平成28年度調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指す。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

## 2. 調達の現状分析

消費者庁の平成27年度調達状況は、表1から表3までのようになっており、平成27年度の少額随意契約を除く契約件数は89件、契約金額は1633百万円である。

そのうち競争性のある契約は58件、契約金額は550百万円であり、競争性のない随意契約は31件、契約金額は1083百万円である。

なお、競争性のない随意契約について、競争性のある契約と比較して契約金額の割合が高くなっている主な要因は、平成27年度に実施した消費者庁移転等経費であり、移転に伴う原状回復工事(284百万円)、消費者庁における事務室の賃貸借等(568百万円)を随意契約で行っているためである。

表1 平成27年度消費者庁における調達の契約種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	51	57%	477	29%
	企画競争による 随意契約	1	1%	11	1%
	公募による随意 契約	3	3%	10	1%
	不落・不調に よる随意契約	3	3%	53	3%
	小計	58	65%	550	34%
競争性のない随意契約		31	35%	1,083	66%
合計		89	100%	1,633	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入している。

表2 平成27年度消費者庁における調達の応札状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	12	230	39	247	51	477
企画競争による随意契約	0	0	1	11	1	11
公募による随意契約	3	10	0	0	3	10

	1者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	24%	48%
企画競争による随意契約	0%	0%
公募による随意契約	100%	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 比率については、単位未満四捨五入している。

表3 平成27年度消費者庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム費	20	22%	231	14%
調査研究委託費	29	22%	172	11%
会議等運営支援費	11	12%	95	6%
その他	38	43%	1,136	70%
合計	89	100%	1,633	100%

(注3) 平成27年度の契約に関する統計に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注4) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない。

(注5) その他については、事務室の賃貸借料や物品の購入や清掃等のサービス業務等が含まれる。

### 3. 取組等

別紙1、2参照

#### 4. 自己評価の実施方法

調達改善計画の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（４～９月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

#### 5. 調達改善の推進体制等

##### （１）推進体制

調達改善計画の策定・推進に当たっては、平成28年度より消費者庁行政事業レビュー推進チームに課長補佐（契約・用度・営繕担当）を加えた体制により取り組んでいる。

##### ○構成

事務局長：次長

事務局メンバー：審議官、総務課長、参事官、課長補佐（予算担当）、課長補佐（契約・用度・営繕担当）、会計専門官 等

消費者庁行政事業レビュー外部有識者

##### （２）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用するものとする。

#### 6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、消費者庁ウェブサイトで公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改訂を行うものとする。また、消費者庁各課における主要な調達案件について、年間の業務スケジュールを作成し、その進捗を管理することにより、適正な執行を行う。

## 重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		<b>指針を踏まえて特に改善に取り組む事項</b> 一者応札改善のため、引き続きアンケート調査を行なうとともに、複数者の参加が実現するような取組を継続する。 また、公募による随意契約や企画競争への移行の検討を行うこととし、一者応札となった原因の分析を行なうとともに、随意契約審査委員会による慎重な検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査の実施</li> <li>入札参加資格の緩和</li> <li>仕様書の内容の見直し</li> <li>入札に参加可能な事業者の事前調査</li> <li>競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保</li> <li>業務説明会の開催等による周知徹底</li> <li>公告期間をより長く確保</li> <li>公募による随意契約や企画競争への移行の検討</li> </ul>	一者応札縮減のため、引き続き取組を継続していく必要があるため。	A	H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての入札案件においてアンケート調査を実施する。</li> <li>担当課及び会計担当において検討し必要と判断する場合には、情報システムについては、複数者へ入札参加を呼び掛け、委託調査研究関係については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討し、会議等運営支援関係については、十分な準備期間の確保、公告期間の確保を実施して一者応札となる件数の縮減を図る。</li> <li>複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件について、随意契約審査委員会や入札等監視委員会において慎重に検討の上、公募や企画競争への移行を行う。</li> </ul>	-
○		<b>新たな調達手法を採用した取組</b> 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、 ①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定 ②ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対し、調達案件の周知等による受注機会の拡大などの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブアクション等を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定</li> </ul>	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対し受注機会の拡大を図るため。	A	H28	全ての総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定する。	-
○		<b>前年度までの調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達改善の進捗状況等を可能な限り把握・分析した結果、改善の余地が大きいと認められる取組</b> 適正な価格で契約を行なうため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内に周知を行なうとともに、市場価格調査を実施する。</li> </ul>	過去に徴取した参考見積書と入札金額に乖離の大きい案件が見られたため市場価格調査を実施して、適切な予定価格を設定し、競争性の向上を図るため。	A	H27	市場価格調査を実施する件数について、前年度実施件数以上の実施を目指す。	-
	○	<b>一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化</b> 一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として入札等監視委員会による外部有識者による審査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格の緩和</li> <li>仕様書の内容の見直し</li> <li>入札に参加可能な事業者の事前調査</li> <li>競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保</li> <li>業務説明会の開催等による周知徹底</li> <li>公告期間をより確保</li> <li>入札等監視委員会による事後審査</li> </ul>		A	H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課及び会計担当において検討し必要と判断する場合には、情報システムについては、複数者へ入札参加を呼び掛け、委託調査研究関係については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討し、会議等運営支援関係については、十分な準備期間の確保、公告期間の確保を実施して一者応札となる件数の縮減を図る。</li> <li>入札等監視委員会については年2回開催することを継続していく。</li> </ul>	-
	○	<b>地方支分部局等における取組の推進</b> 地方支分部局がないため、該当なし	-		-	-	-	-
	○	<b>電力調達、ガス調達の改善</b> 合同庁舎に入居しているため、自ら調達することはない。	-		-	-	-	-

## その他の取組

消費者庁

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p><b>調達の適正性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。</li> <li>・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。</li> <li>・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。</li> <li>・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。</li> </ul>	継続
<p><b>総合評価落札方式への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。</li> </ul>	継続
<p><b>汎用的な物品・役務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）については、共同調達を行う。</li> </ul>	継続
<p><b>人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府で実施される会計実務研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。</li> </ul>	継続
<p><b>外部有識者による個別調達案件の点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。</li> </ul>	継続

# 「調達の流れ(一般競争契約)」イメージ

